



国家戦略特区WGヒアリング提出資料

平成27年1月23日
厚生労働省健康局

■ 美容師法の基本的な考え方

- ・ 美容師法では、感染症の感染防止などの公衆衛生上必要な措置を講ずるための方策として、次の2点を規定。
 - ① 美容師の資格制度を設け、厚生労働大臣の指定する養成施設において、美容を行うための衛生面をはじめ必要な知識や技術を修得させ、国家試験に合格しなければ、美容師になれない。
 - ② 美容師は、美容所でなければ業を行ってはならないこととし、かつ、美容所は、都道府県知事等の検査を受け、必要な衛生基準を満たしていることの確認を受けなければならない。
- ・ 美容師免許及び美容師試験については、平成7年の法律改正により、美容師免許を与える者及び試験の実施者を都道府県知事から厚生大臣に変更し、平成10年4月1日以降、全国統一した試験を行うこととした。
- ・ なお、美容師免許の取得については、日本国籍であることを要件としていない。

■ 美容師になるためには

1. 美容師になるためには、厚生労働大臣の指定する美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を修得する。

(美容師養成施設の入学に必要な条件)

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者

→ 高等学校卒業と同等以上の学力を有する者

(参考)

学校教育法

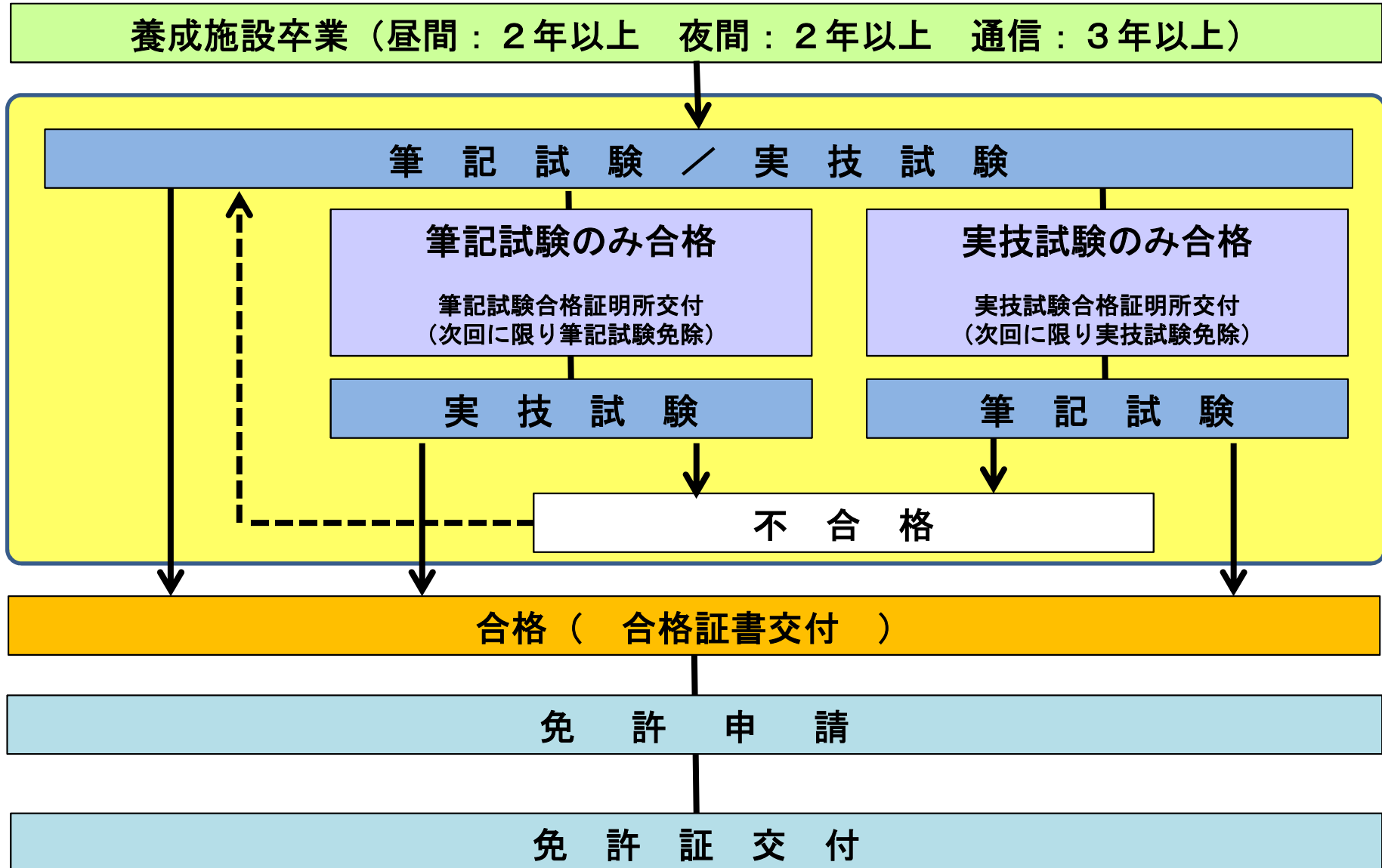
第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2. 美容師養成施設で必要な課程を履修し、美容師試験を受験して合格すること。
3. 美容師試験に合格後、美容師免許の登録申請を行い、美容師免許の交付を受ける。

【美容師免許が与えられない者】

- ①精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ②無免許営業を行った者
- ③免許の取消処分を受けた者

■ 美容師試験の流れ



■ 美容所数及び従業美容師数の推移

○美容所数

	全 国	福岡市
平成23年	228, 429	2, 478
平成24年	231, 134	2, 585
平成25年	234, 089	2, 682

○従業美容師数

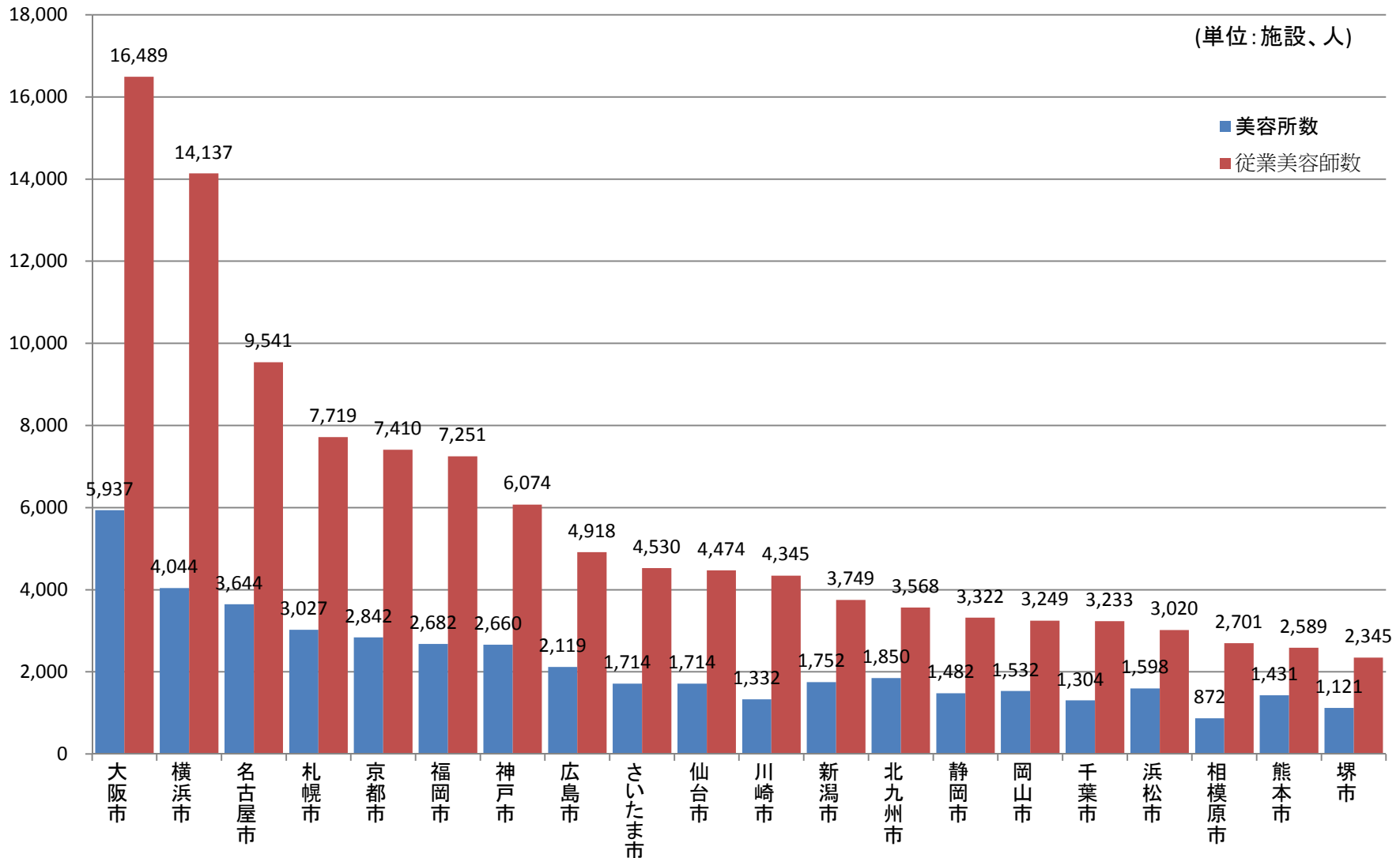
(単位：人)

	全 国	福岡市
平成23年	471, 161	6, 606
平成24年	479, 509	6, 951
平成25年	487, 636	7, 251

※衛生行政報告例より作成

■ 他の政令指定都市との比較①

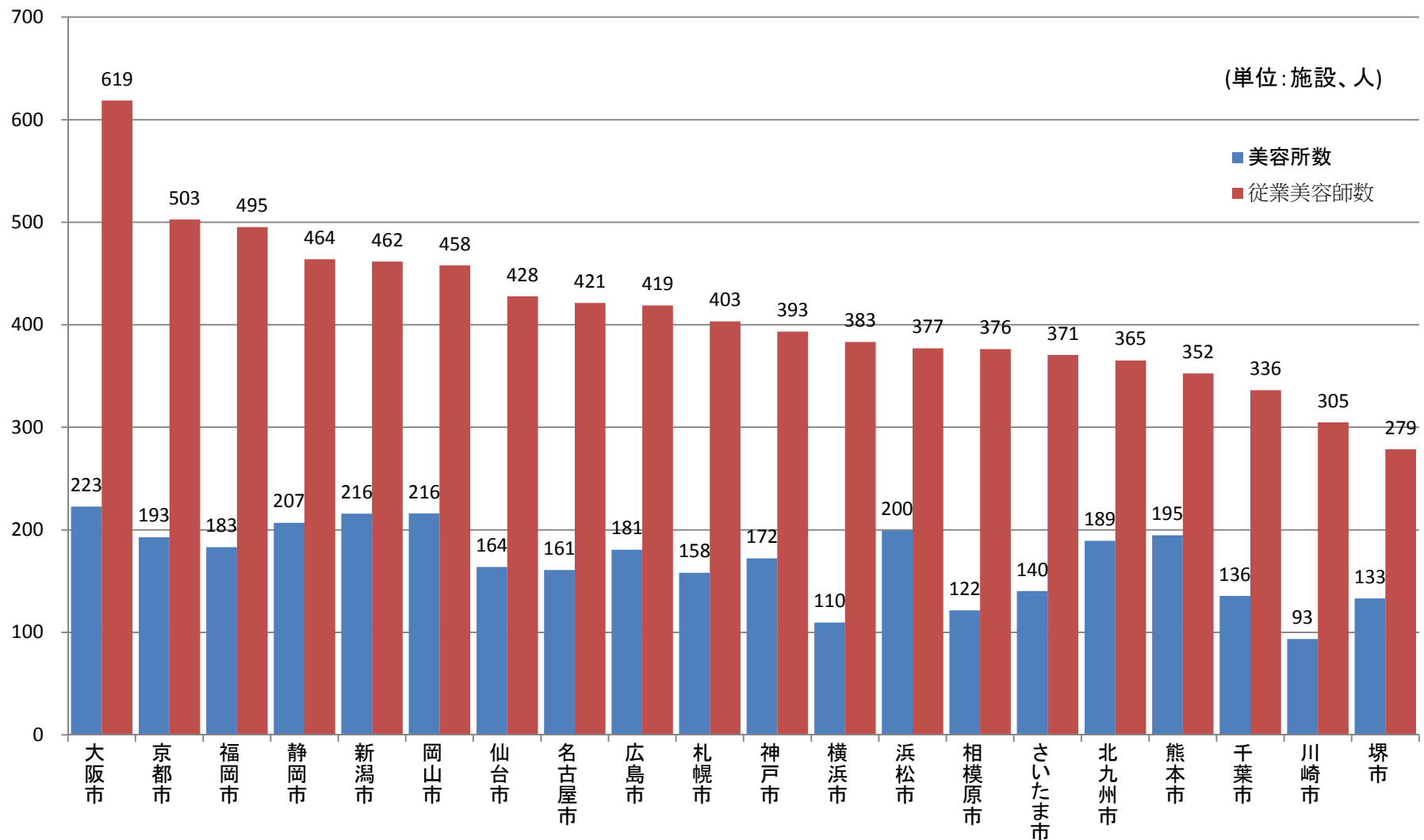
— 美容所数及び従業美容師数 —



※ 平成25年衛生行政報告例より作成

■ 他の政令指定都市との比較②

ー 人口10万人あたりの美容所・従業美容師数 ー



※ 平成25年衛生行政報告例及び平成22年国勢調査により作成